電気用品の技術上の基準を定める省令の全部を改正する省令（案）

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第八条第一項の規定に基づき、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

第１章　総則
第２章　一般要求事項
第３章　危険源に対する保護
第４章　雑音の強さ
第５章　表示等

第１章　総則

（趣旨）

第一条　この省令は、電気用品安全法第八条第一項に規定する経済産業省令で定める技術上の基準を定めるものとする。

（適合性確認に必要な規格）

第二条　経済産業大臣は、電気用品がこの省令の規定に適合することを確認することに資するため必要があると認めるときは、電気用品ごとに、必要な規格を定めることができる。

第２章　一般要求事項

（安全原則）

第三条　電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。

２　電気用品は、安全上必要な形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるよう設計されるものとする。

（安全機能）

第四条　電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止する、又は発生の程度を低減する安全機能を有するよう設計されるものとする。

２　電気用品には、前項の規定によるほか、必要に応じ、安全装置が設けられるものとする。

３　電気用品は、前二項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、安全上必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。

（供用期間中における安全機能の維持）

第五条　電気用品は、想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。

（部品及び材料）

第六条　電気用品は、当該電気用品の仕様に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料を使用したものでなければならない。

第３章　危険源に対する保護

（電気的危険源　感電に対する保護）

第七条　電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。

一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。

二　人に接触する可能性がある部分の接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。

（電気的危険源　絶縁に対する保全）

第八条　電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。

（火災の危険源からの保護）

第九条　電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。

（火傷の防止）

第十条　電気用品には、通常の使用状態において人体に危害を及ぼすおそれがないように、異常な高温とならない又は発熱部が容易に露出しない等適切な設計その他の措置を講じなければならない。

（機械的危険源による危害の防止）

第十一条　電気用品は、それ自体が有する不安定性による転倒又は可動部若しくは鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置を講じなければならない。

２　電気用品は、外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置を講じなければならない。

（化学的危険源による危害又は損傷の防止）

第十二条　電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないようにしなければならない。

（電気用品から発せられる電磁波による危害の防止）

第十三条　電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されるものとする。

（使用者、使用場所及び使用方法を考慮した安全設計）

第十四条　電気用品は、想定される使用者の属性、使用される場所及び環境を考慮し、及び、無監視状態での運転（遠隔操作、タイマー等、人のいない場所での運転を言う。）に備え、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計し、及び必要に応じて適切な表示をしなければならない。

（始動、再始動、停止による危害の防止）

第十五条　電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものでなければならない。

２　電気用品は、動作が中断又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものでなければならない。

３　電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものでなければならない。

（保護協調及び組み合わせ）

第十六条　電気用品は、電気用品が接続される配電系統に応じて、適切に設計され、又は他の電気用品と組み合わせること等により安全機能が維持されるようにしなければならない。

（電磁的妨害に対する耐性）

第十七条　電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造でなければならない。

第４章　雑音の強さ

（雑音の強さ）

第十八条　電気用品は、設計上の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものでなければならない。

第５章　表示等

（一般）

第十九条　電気用品には、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。

（長期使用製品安全表示制度による表示）

第二十条　長期使用製品安全表示制度の対象製品の表示については、次の各号によらなければならない。

一　扇風機、換気扇にあっては、機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示しなければならない。ただし、産業用のもの又は換気扇の機能と電気乾燥機（毛髪乾燥機を除く）（浴室用のものであって、電熱装置を有するものに限る。）の機能を兼ねるものにあっては、この限りでない。

（イ）　製造年

（ロ）　設計上の標準使用期間（標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障なく使用することができる標準的な期間として、設計上設定される期間をいう。以下同じ。）

（ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨

二　電気冷房機にあっては、機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示しなければならない。ただし、産業用のものにあっては、この限りでない。

（イ）　製造年

（ロ）　設計上の標準使用期間

（ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨

三　電気洗たく機（乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗たく機と一体となっているものに限る。）にあっては、機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示しなければならない。ただし、産業用のものにあっては、この限りでない。

（イ）　製造年

（ロ）　設計上の標準使用期間

（ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨

四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限る。）にあっては、機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示しなければならない。ただし、産業用のものにあっては、この限りでない。

（イ）　製造年

（ロ）　設計上の標準使用期間

（ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨

附則（平成　　年　　月　　日経済産業省令第　　号）

この省令は、平成２５年１０月１５日から施行する。